

CAN DO

“可能性への挑戦”

第37号

金田会計事務所通信

【 永遠、絶対、不変 】

学生時代に自動車免許を取って間もなく、田舎の山道をドライブしたときのこと。下りのカーブに差し掛かった時、曲がり切れず山から落ちてしまいました。間一髪大きな木にぶつかり谷底まで落ちることなく助かりました。エンストを恐れ、ブレーキを掛けながらクラッチを踏んでしまう癖が出て、遠心力が大きくなったのが原因でした。それ以来、慎重になりすぎ、かえって危なっかしい運転が続きました。恐怖感から視線は先の方を見ずに、すぐ目の前の方を見てしまうのが原因でした。それが治るのにも時間がかかりました。小さな失敗を恐れて大局を見失い、目先のことばかりを気にして将来を見据えることを忘れているのと同じことのように感じます。

行動には目的、目標があります。目的とは「何のために」行動するのかであり、目標は「そのために何をを目指す」のかをいいます。人生は長く、様々な障害があります。一時的な感情や思い付きの理想などに振り回されない人でさえ、常に行動し続けることは困難です。常に終わらない目的を持ち続けなければなりません。365日の目標と努力、一生涯のテーマを持てることは幸せなことなのかもしれません。

毎日が元気で、高いモチベーションを持ち続けるようになりたいのですが、疲れてしまい、勢いのない時も人間にはあります。周囲から刺激をもらう以上に劣等感を感じることもあります。現状分析を試み、成績を比較した数字がかえって気分を下げるかもしれません。それでも自分がやりたいことを思い起こしてゆけばまた立ち直れます。

おかげさまでこの10月に創業、丸10年となりました。まだまだやりたいことが多くあり、皆様のお役に立てることをさらに追求していく所存です。たびたび力をお借りしなければならぬことであろうかと思いますが、ぶれることなく初志貫徹、これからもよろしくお願ひします。

金田 康良

2014年 10月

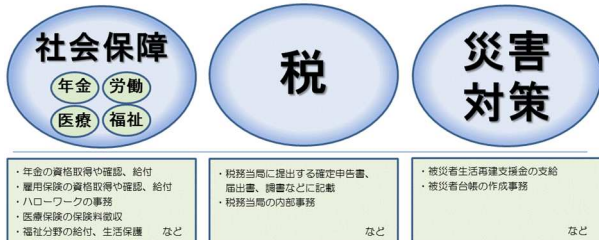


御存知ですか？マイナンバー制度！！

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

「公正・公平な社会を実現」の目的のもと、平成28年1月より「**マイナンバー制度**」(社会保障・税番号制度)が始まります。聞いたことがあるけれども内容についてはいまいちわからない人が多いと思われますので約1年後には日本に住むすべての人と法人に関わるこの制度について現在、わかっている内容について解説します。

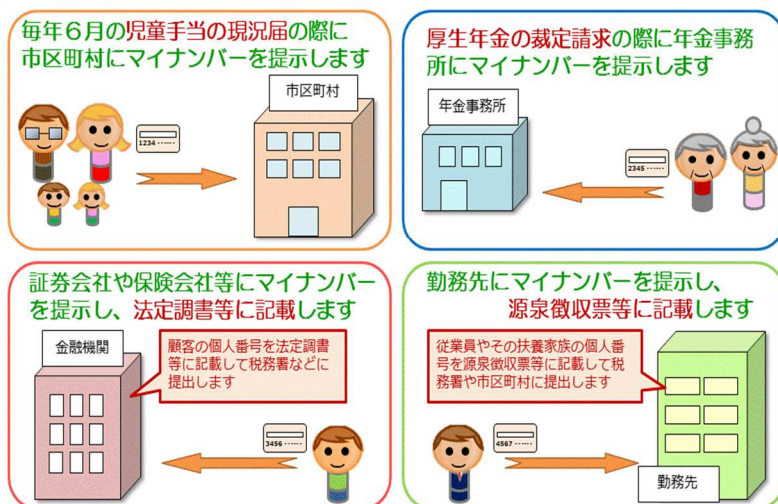
【マイナンバーとは？】

住民票を有する全ての人に1人1つの重複しない固有の番号を振り、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理・活用するためものです。最新の基本情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連づけられ、平成27年10月から本人に12桁の数字が通知されます(法人は13桁)。社会保障給付に必要な「**国民の正確な所得の把握**」が導入の背景です。

【マイナンバー制度のメリットとは？】

国や各行政機関(税務署、社会保険事務所等)、都道府県、市町村の情報がITを使いマイナンバーによりすばやく、正確に確認できるため、**手続きの簡素化及び効率化**が図れます。社会保障給付の迅速化や不正税金還付、「消えた年金」問題の解消などがこの制度によるメリットとなります。引越しの際、以前住んでいた市町村からの各種証明書を添付する煩わしさもなくなるようです。

マイナンバーは次のような場面で使います。

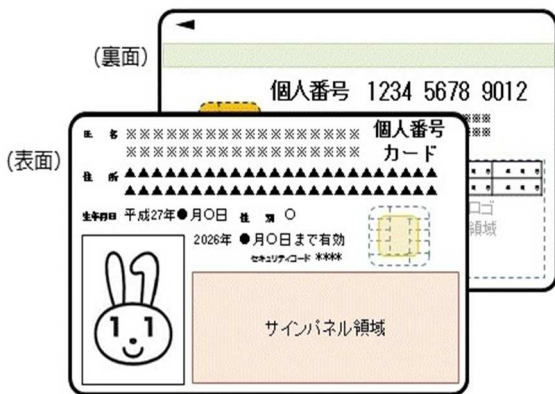


国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

【個人情報の漏えいなどの心配は？】

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の手続きのために行政機関に提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。特定個人情報保護委員会という第三者機関が、監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則の重罰化、システムにアクセスできる人の制限、通信の暗号化を行います。また、情報は特定機関に集約する「一元管理」ではなく、番号を使って各行政機関に照会・提供を行う「**分散管理**」となっています。しかし、セキュリティ対策が一番問題視されているのは事実です。

【マイナンバーの個人番号カードがある？】



通知カードの発行後、**個人番号カード**の交付を受けることができます。それはICチップが搭載された顔写真付のカードとなっています。本人確認のための身分証明書となるばかりでなく、マイナンバーを使い、年金の給付申請やインターネットによる確定申告などに利用できます。自治体により図書館の利用や印鑑証明書の発行等のサービスにも使えるようです。しかし、ICカード自体には氏名、住所、番号などの情報以外には、機微な個人情報は記録されていません。

【注意しなければならないことは？】

マイナンバーは重要な個人情報につながる番号です。その管理については細心の注意が必要となります。民間企業であれば、従業員からマイナンバーを教えてもらい、「給与支払報告書」に記載の上、市町村に提出しなければなりません。また、社会保険の被保険者資格届などにも記載しなければなりません。番号の管理がなおざりになり、無造作に机の上の番号リストが置かれ誰でも見れる状況が生じたりすることを避けなければなりません。不必要に他人に番号を漏らすのも刑罰の対象になります。また、「**源泉徴収票**」は次のように以前の倍の大きさになります。

別表第六(一) 平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所		氏名 (役職名)		個人番号
	種別	支払金額	給与所得控除後の給与等の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
控除対象配偶者等の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (特定老人、その他)	障害者の数 (特別、その他)	社会保険料等の金額	生命保険料控除額
控除対象配偶者	氏名	個人番号	氏名	個人番号	氏名
控除対象家族	氏名	個人番号	氏名	個人番号	氏名
	氏名	個人番号	氏名	個人番号	氏名
	氏名	個人番号	氏名	個人番号	氏名
	氏名	個人番号	氏名	個人番号	氏名
支払者	住所 (居所) 又は所在地 氏名又は名称	(電話)	個人番号又は法人番号		

(補足)

【その他税制面での利用は？】

マイナポータル(インターネットにより自己の情報や各種行政サービスを閲覧できるサービス)により納税者の所得情報(給与、年金、国保等)を確認でき、確定申告が便利になります。生命保険金、株式等の譲渡益などの情報も保険会社、証券会社より提供されますが、今後は金融機関の口座にもマイナンバーが随時適用されるように検討されています。所得だけでなく、財産まで国に把握されてしまうのは気持ちが悪いかもしれませんがどの程度まで範囲が進むのでしょうか。

【従業員のマイナンバーはいつまでに取得する必要がありますか？】

マイナンバーを記載した法定調書などを行政機関などに提出する時までに取得すればよく、必ずしも平成28年1月のマイナンバーの利用開始に合わせて取得する必要はありません。例えば、給与所得の源泉徴収票であれば、平成28年1月の給与支払いから適用され、中途退職者を除き、平成29年1月末までに提出する源泉徴収票からマイナンバーを記載する必要があります。



このように私たちの生活に密接にかかわってくるマイナンバー制度。法律施行後 3 年をめどに見直しされる予定でもあり、他人事ではなく、今後ますます注意しなければならないようです。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 サンキュウビルディング10階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/